

別記

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率等	その他の条件	補助対象者												
在宅看護体制機能強化事業																	
1 在宅看護拠点整備事業	機能強化型訪問看護ステーションの設置促進を支援	在宅看護拠点整備事業に要する経費				訪問看護ステーション											
		①訪問看護職員確保支援  機能強化型1,2又は3へ移行するため、新たに雇用する常勤看護職員の人件費	1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>①または①及び②の併用の補助は可能とし、②のみの補助は不可。</li> <li>1事業者あたりの補助基準額： ① (2) (4) 4,000千円、(1) (3) 2,000千円 ② (2) (4) 2,000千円、(1) (3) 1,000千円</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 小規模事業所から機能強化型3を目指すもの</td> <td>・常勤看護職員4人以上（年度末時点）</td> </tr> <tr> <td>(2) 小規模事業所から機能強化型2を目指すもの</td> <td>・常勤看護職員5人以上（年度末時点）</td> </tr> <tr> <td>(3) 機能強化型3から機能強化型2を目指すもの</td> <td>・常勤看護職員を5人以上（年度末時点）</td> </tr> <tr> <td>(4) 機能強化型2から機能強化型1を目指すもの</td> <td>・常勤看護職員7人以上（年度末時点） ・周辺事業所からも受講可能な研修を実施</td> </tr> </tbody> </table>	対象		要件	(1) 小規模事業所から機能強化型3を目指すもの	・常勤看護職員4人以上（年度末時点）	(2) 小規模事業所から機能強化型2を目指すもの	・常勤看護職員5人以上（年度末時点）	(3) 機能強化型3から機能強化型2を目指すもの	・常勤看護職員を5人以上（年度末時点）	(4) 機能強化型2から機能強化型1を目指すもの	・常勤看護職員7人以上（年度末時点） ・周辺事業所からも受講可能な研修を実施		
		対象			要件												
		(1) 小規模事業所から機能強化型3を目指すもの	・常勤看護職員4人以上（年度末時点）														
(2) 小規模事業所から機能強化型2を目指すもの	・常勤看護職員5人以上（年度末時点）																
(3) 機能強化型3から機能強化型2を目指すもの	・常勤看護職員を5人以上（年度末時点）																
(4) 機能強化型2から機能強化型1を目指すもの	・常勤看護職員7人以上（年度末時点） ・周辺事業所からも受講可能な研修を実施																
②訪問看護機器整備支援に要する経費  新たに導入する訪問用車両、医療機器の購入費（更新不可、医療機器は1品10千円以上のみ対象）																	
2 特定行為研修受講支援事業	訪問看護師の特定行為受講研修推進を支援	訪問看護ステーションが自施設職員に特定行為研修を受講させる際の代替職員の人件費	1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>1事業者あたりの補助基準額：4,000千円</li> <li>代替職員人件費の対象は新たに雇用する看護職員の他、自施設内の他職員が代替業務を行う場合も含む</li> <li>補助対象経費は受講職員の特定行為研修受講期間内に限る</li> </ul>	訪問看護ステーション												
3 訪問看護ステーション教育支援強化事業	小規模訪問看護ステーション等の訪問看護師への教育を支援	訪問看護ステーション教育支援強化事業に要する経費															
		①同行訪問  小規模訪問看護ステーション等の訪問看護師に対して、機能強化型訪問看護ステーションの訪問看護師が行う同行訪問に要する経費（教育担当者・責任者人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料）	1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>①または①及び②の併用の補助は可能とし、②のみの補助は不可。</li> <li>補助基準額：①4千円×同行訪問件数（1事業所あたりの上限2,720千円） ②75千円×研修回数（1事業所あたり上限300千円）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>①同行訪問</th> <th>②集合研修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象者</td> <td colspan="2">機能強化型訪問看護ステーション1,2及び3のうち下記条件を全て満たすステーション ・指導者として認定看護師、専門看護師、それに準ずる看護師が在籍していること ・圏域からの推薦があり、県から指定されること</td> </tr> <tr> <td>算定回数上限</td> <td>680件</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・同行訪問件数は60分単位で1件とする ・同行訪問対象者1名につき、訪問件数は40件を上限とする</td> <td>・他施設職員が参加する研修であること</td> </tr> </tbody> </table>		要件	①同行訪問	②集合研修	補助対象者	機能強化型訪問看護ステーション1,2及び3のうち下記条件を全て満たすステーション ・指導者として認定看護師、専門看護師、それに準ずる看護師が在籍していること ・圏域からの推薦があり、県から指定されること		算定回数上限	680件	4回	その他	・同行訪問件数は60分単位で1件とする ・同行訪問対象者1名につき、訪問件数は40件を上限とする	・他施設職員が参加する研修であること
		要件				①同行訪問	②集合研修										
補助対象者	機能強化型訪問看護ステーション1,2及び3のうち下記条件を全て満たすステーション ・指導者として認定看護師、専門看護師、それに準ずる看護師が在籍していること ・圏域からの推薦があり、県から指定されること																
算定回数上限	680件	4回															
その他	・同行訪問件数は60分単位で1件とする ・同行訪問対象者1名につき、訪問件数は40件を上限とする	・他施設職員が参加する研修であること															
②集合研修  地域ごとの課題に応じたテーマ別研修や地域医療機関等と連携した多職種合同研修の実施に要する経費（研修担当者人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料、備品購入費）																	
4 訪問看護総合支援センター設置推進事業	訪問看護事業者からの相談や訪問看護師の資質向上及び人材確保、他機関・多職種連携を強化	訪問看護の推進に必要な連携、研修、検討会議、訪問看護師の資質向上のための管理者研修及び導入研修、訪問看護ステーションの連携強化・規模拡大支援、訪問看護事業者からの相談対応や人材確保、新人訪問看護師育成研修等に要する経費（担当者人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料、備品購入費）	定額		(公社)兵庫県看護協会												

上記事業の実施にかかる経費であって、予算の範囲内で知事が必要と認める経費に限る。  
その他、各事業の運用は別紙様式に記載の注意書き等に従う。